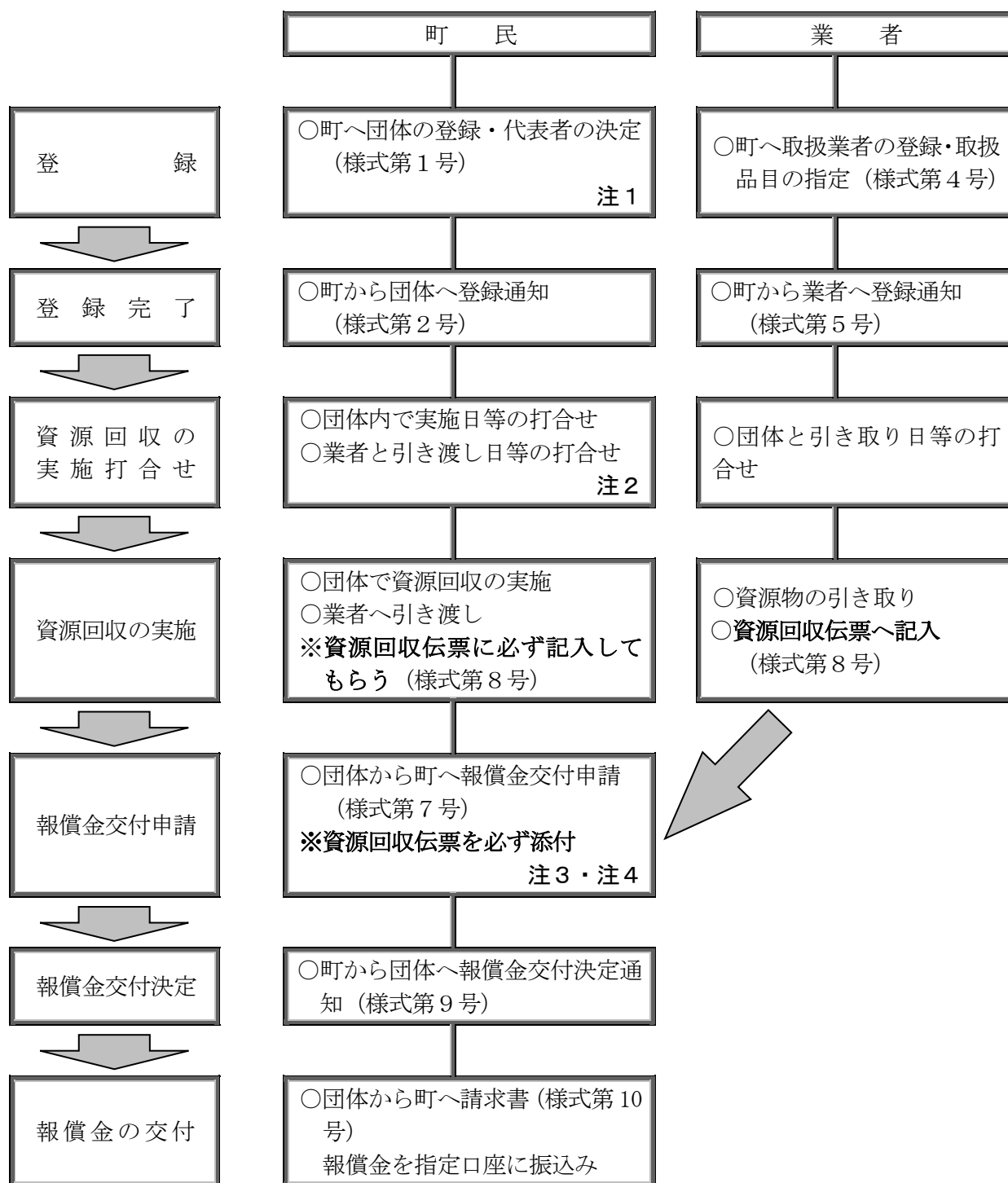


集団資源回収の進め方



注1 報償金の交付対象となる団体は、町内に住所を有する者で組織する営利を目的としない団体（自治会、子供会、PTA、婦人会、老人クラブ等）

注2 資源回収対象品目は、新聞・雑誌等の紙類、布類、一升びん・ビールびん等の生きびん、アルミ缶・スチール缶等の金属類

注3 報償金の額は、1kg（1本）につき7円

注4 交付申請書の提出期限は次のとおり

4月～6月実施分→7月末日まで	7月～9月実施分→10月末日まで
10月～12月実施分→1月末日まで	1月～3月実施分→3月31日まで